

千葉県保健福祉局入札参加資格等審査会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉県保健福祉局入札参加資格等審査会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第7条の規定に基づき、千葉県保健福祉局入札参加資格等審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(審査の時点)

第2条 審査の時点は、審査を要する修繕及び業務委託（以下「対象案件」という。）の施行決定の前に行うものとする。

(審査会の運営)

第3条 対象案件を発注する所管課等（当該契約事務を所管する課及び第二類の事業所をいい、以下「所管課等」という。）は、審査会へ付議する場合は、審査会の開催依頼書（様式第1号）及び審査調書（様式第2号）を、設置要綱第6条に規定する庶務を所管する所属（以下「庶務課」という。）へ提出するものとする。

2 庶務課は、所管課等からの開催依頼書及び審査調書を取りまとめ、各委員に審査会への出席を依頼する。

3 審査案件の説明は、原則として所管課等の長が行うものとし、補助員として、当該案件の担当職員を同席させることができる。

4 庶務課は、審査会終了後に、審査会の議事録（様式第3号）を作成するとともに、審査結果について、審査結果通知書（様式第4号）により、所管課等に通知する。

(選定業者数)

第4条 指名競争入札において、対象案件1件当たりの選定業者数は、原則として7社以上とする。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。